第６期嬉野市農業委員会
第１３回定例総会議事録

令和４年　８月２日

嬉野市農業委員会

第６期嬉野市農業委員会　第１３回定例総会議決一覧

議案番号	整理番号	件名	議決日	議決結果
報告第１号		農地等形状変更届出について		
	1	下野一本杉　　田の嵩上げ	R4. 8. 2	報　告
議案第１号		農用地利用集積計画の解約について		
	1	谷所馬場浦　　外６筆	R4. 8. 2	承　認
議案第２号		農用地利用集積計画の決定について		
		利用権設定（中間管理機構）		
	塩 1～4	久間一本黒木　外５０筆　賃借権・使用貸借権	R4. 8. 2	承　認
	嬉 1～6	下宿　道徳　外２７筆　賃借権・使用貸借権	R4. 8. 2	承　認
	市 1～23	五町田　立割　外３８筆　賃借権・使用貸借権	R4. 8. 2	承　認
議案第３号		農地法第３条の規定による申請の許可について		
	1	岩屋川内三丁　外２筆　売買	R4. 8. 2	許　可
	2	馬場下知才　外１筆　　売買	R4. 8. 2	許　可
	3	谷所馬場浦　外６筆　贈与（生前一括贈与）	R4. 8. 2	許　可
議案第４号		農地法第５条の規定による申請の承認について		
	1	久間南　　駐車場	R4. 8. 2	許　可
	2	五町田上長屋　　貸駐車場	R4. 8. 2	許　可
	3	下野　　建売分譲住宅	R4. 8. 2	許　可

第６期嬉野市農業委員会　第１３回定例総会議事録

１　招集年月日　　令和　４年　８月　２日

２　招集場所　　嬉野市中央公民館　　視聴覚室

３　開会日時及び宣告　　開会　８月２日　午後１時３０分　議長　石橋　勇市
　　閉会　８月２日　午後２時１０分　議長　石橋　勇市

４　会議の公開の可否・理由　　非公開
　　非公開理由：嬉野市審議会等の会議の公開に関する要綱第４条第１項の規定による

５　出席及び欠席委員並びに職員

（農業委員）

議席	氏　名	出欠	備　　考	議席	氏名	出欠	備　　考
会長	石橋　勇市	○	議　　長	7	宮﨑　政則	○	
1	松元　正行	○		8	梶原　文雄	○	
2	西田　昭義	×	事前審査班長	9	永尾　文治	○	
3	山口智佐代	○	憲章朗読	１０	團　　達美	○	
4	峰　　正己	○		１１	坂本　健二	○	
5	中島文二郎	○	議事録署名	１２			
6	前田　安一	○	議事録署名				

（事務局）

氏　　名	出欠	備　　考	氏　　名	出欠	備　　考
井上　章	○	局　長	持田　晋作	×	主　査
永田　良子	○	主　査			

農業委員会以外の出席者　：　農業政策課 副課長　小原　和子

６　報　告

報告第１号　農地等形状変更届出について・・・・・・・・・・・・・・・・・・　　１件

７　議　案

議案第１号　農用地利用集積計画の解約について　・・・・・・・・・・・・・・・　１件

議案第２号　農用地利用集積計画の決定について　・・・・・・・・・・・・・・・　別添

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　・・・・・・・・・　３件

議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について　・・・・・・・・・　３件

８　その他

局　　長　　それでは、定刻になりました。
本日は、コロナ感染により西田委員が欠席ではありますが、定足数に達しておりますので石橋会長の御挨拶の後、議長の開会宣告をお願いいたします。

会　　長　　（挨拶等）

本日の農業委員会憲章の朗読は、議席番号３番 山口　智佐代委員にお願いします。
全員、御起立ください。
（当番委員の発声）・・・全員で唱和
御着席ください。

議　　長　　それでは、ただ今から、第６期嬉野市農業委員会第１３回定例総会を開会いたします。本日の議題は、報告１件、議案４０件で、審議事項は４１件です。
本日の議事録署名委員は、議席番号　５番　中島　文二郎 委員と ６番 前田　安一 委員　を指名します。よろしくお願いします。
本日は、事前審査の班長である西田委員が欠席のため、地域担当委員の説明、意見より質疑応答へと進行しますので、よろしくお願いします。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議　　長　　それでは、報告第１号　農地等形状変更届出について　を議題とします。
整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書１ページ、整理番号１番です。
申請人は、井手川内の　○○　○○　様です。
所在地は、大字下野　一本杉　○○○○番
地目は田、面積は４３１㎡です。
事由は、田の嵩上げ　田を畑に転換（周辺より２m低い土地で、用水が引けず田としての利用が困難であるため、嵩上げし畑として耕作・管理を行う）ということです。
隣接は、東は雑種地、西は道路、南は水路、北は雑種地　です。
図面は２ページと３ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　この件について、團　委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　ここは○○さんていう老人ホームの前の土地でありまして、吉田に行く道の道路みちしたのところです。２mぐらいは下がっていると思いますけど、手前は溝になっていますので、そこをブロックで立ち上げるということで、県道沿いということで、法面のこともありますので、土木事務所と協議してくださいということでお願いしたところでございます。道路から１mぐらい下げるということで、別に田は周りにないので問題は無いと思いますので、宜しくお願いし

ます。

議　　長　それでは、質疑を行います。質問、意見はありませんか。

委　　員　土木事務所との意見調整は事務局したとですか

事 務 局　これはですね、行政書士さんが入られているので、直接自分がされるそうです。許可書がでたらそのまま打合せに行くときいております。

委　　員　ここは嵩上げて畑になるんですか。農地にすると言うことですかね。というのはね、知っている通り、農地としてどうも前後にさ疑わしいことがあるから、正直にさ転用とかさそういうことできちんとした方がいいんじゃないかなと感じました。

事 務 局　その件に関してはですね、転用されるのではないかと思い先に転用を進めました。ですけど、農地として使いたいということで、本人が強く言われてですね、露地野菜みたいなものをされるということで、転用して〇〇さんの方に売買するとかはないそうです。そこは、本人に確認を取っています。

委　　員　ここは、吉田から井手内に下るところで、カーブの所に今造成のできとっですもんね、あいも農地から転用されとっと。

事 務 局　大きい駐車場のことですね。そこは、〇〇さんが５条で転用されてて、既設の職員さんや家族の駐車場となっています。

委　　員　図面上水路と在りますがこれはいかしんさっとでしょ。

事 務 局　現地で、いかすよう話をしております。今、県のとの官民境界とでておりましたが、左のほうも〇〇さんの駐車場で、同じ行政書士の取り扱いと言うことで、そこでしたような手続きを市なり県なりにきちんとしてくださいて現場で事前調査のとき行政書士にそれを伝えるようにお願いをしたところです。

議　　長　他にありませんか。

委　　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　無いようですので、質疑を終結し、報告第１号を終わります。

＜＜

議　　長　それでは、議案第１号　農用地利用集積計画の解約について　を議題とします。整理番号１番について　事務局の説明を求めます。

事 務 局　議案書４ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の解約分　整理番号１番について　です。

貸し手人は　石垣上の　〇〇　〇〇　様、

借り手人は　鹿島市の　〇〇　〇〇　様　　です。

所在地は、大字谷所　馬場浦　〇〇〇〇番　外６筆、

地目は田と畑で、面積は田が５，３２１㎡、畑が３３１㎡　合計で５，６５２㎡です。

利用権区分は使用貸借で、目的は、米・野菜　です。

期間は令和元年８月１日から令和１１年７月３１日まで　で、
解約理由は、　農地法第３条により所有権移転をするため　ということです。
農地法第１８条の合意解約した旨の通知を受けております。以上です。

議　　長　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。
委　　員　○○○○さんは、○○○○さんの娘さん
事務局　はい、娘です。
議　　長　他にありませんか。
委　　員　［「無し。」と呼ぶ者あり。］
議　　長　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり承認することに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］
議　　長　異議無しと認めます。議案第１号　農用地利用集積計画の解約について　整理番号１番については、原案のとおり承認することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議　　長　それでは、（議案書　別添の表）議案第２号　農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定についてを、議題とします。
議　　長　別添の表１ページから２ページ　利用権設定塩田町の分です。
皆さんに、お諮りします。
利用権設定塩田町の分整理番号１番から４番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。
委　　員　［「異議なし」と呼ぶ者あり］
議　　長　異議無しと認めます。利用権設定について　塩田町の分　整理番号１番から４番までについて　農業政策課の説明を求めます。
農業政策課　別添の表１ページから２ページをご覧ください。
利用権設定塩田町の分　整理番号１番から４番までについて　です。
貸し手人は　南下久間の　○○　○○　様、外３名様、
借り手人は　南下久間の　○○　○○　様、外３名様です。
所在地は、大字久間　一本黒木　○○○○番　外５０筆、
地目は田畑で、田が２０，８３３㎡　畑が１４，３００㎡　田畑合計で３５，１３３㎡です。
利用権は、賃借権と使用貸借権で、期間は３年から１０年で、新規及び再設定です。
計画内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　　それでは､塩田町の分整理番号１番から４番までについて､質疑を行ないます｡質問、意見はありませんか。

委　　員　　○○さんとこは親子関係でしょうか

農業政策課　　息子さんです。

委　　員　　生前贈与するの

農業政策課　　農業者としての貸し借りです。

議　　長　　他にありませんか。

委　　員　　［｢無し｡｣と呼ぶ者あり｡］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。塩田町の分　整理番号１番から４番までについて､原案のとおり承認することに異議のない委員は､挙手をお願いします｡

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定　利用権設定について塩田町の分整理番号１番から４番までについては、原案のとおり承認することに決定しました。

・・

議　　長　　次に、別添の表３ページから４ページ、利用権設定　嬉野町の分です。

お諮りします。利用権設定嬉野町の分整理番号１番から６番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委　　員　　［｢異議なし｣と呼ぶ者あり］

議　　長　　異議無しと認めます。利用権設定について嬉野町の分　整理番号１番から６番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課　　別添の表ぺ３ージから４ページをご覧ください。

利用権設定について嬉野町の分　整理番号１番から６番についてです。

貸し手人は　上岩屋の　○○　○○　　様　外５名様、

借り手人は　上岩屋の　○○　○○　　様　外５名様です。

所在地は、大字下宿　道徳　○○○○番　外２７筆、

地目は田と畑、田の面積が４，２４０㎡、

畑の面積が２７，７４８㎡、田畑合計で３１，９８８㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権で､期間は５年から１０年で新規及び再設定です｡

計画内容については､農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　　それでは、嬉野町の分　整理番号１番から６番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　○○さんとこの親子ですもんね。息子さんにしてメリットのあるとですか。

農業政策課　　年金をもらうためです。

委　　員　　○○○○さんは年金の受給者ですか。いまごろですか

農業政策課　　再更新です。本来は切れた時点でせんばいかんとです。

委　　員　　一部もれた分があって。年金がとまって、経営移譲分が少しとまっとったということ

農業政策課　　経営移譲の分が電柱工事で一回とまっとったとですよ。電柱工事の時からのとまっとることがきづかんやったとですよ。○○さんから相談を受けて、加算がとまっていることにきづいてですね、。そしたら、更新されていない何筆が合ったということが発見してしまったので、今回の申請に至りました。

議　　長　　他にありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。嬉野町の分整理番号１番から６番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画の決定　利用権設定について、嬉野町の分整理番号１番から６番については、原案のとおり承認することに決定しました。

・・

議　　長　　次に、別添の表５ページから７ページ、利用権設定　嬉野市の分です。お諮りします。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号１番から２３番までについて、一括審議したいと思います。異議ありませんか。

委　　員　　［「異議なし」と呼ぶ者あり］

議　　長　　異議無しと認めます。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分　整理番号１番から２３番までについて農業政策課の説明を求めます。

農業政策課　　別添の表５ページから７ページをご覧ください。

農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分　整理番号１番から２３番についてです。

貸し手人は　五町田第４の　　○○　○○　様　外２２名様、

借り手人は　五町田第２　○○　○○　様　です。

所在地は、大字五町田　立割　○○○○番　外３８筆、

地目はすべて田、面積は合計で５０，９０７㎡です。

利用権は賃借権と使用貸借権で、期間は４年９か月から９年９か月で、新規及び再設定です。

公益社団法人　佐賀県農業公社　　○○　○○　様が、転貸人であります。

計画内容については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項に定められる各要件を満たしています。以上です。

議　　長　　それでは、農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分　整理番号１番から２３番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。農用地利用集積計画一括方式嬉野市の分整理番号１番から２３番までについては、原案のとおり承認することに異議の無い委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第２号　農用地利用集積計画一括方式の決定　嬉野市の分　整理番号１番から２３番については、原案のとおり承認することに決定しました。

<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<<

議　　長　　次に、議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書５ページ、整理番号１番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は　大野原の　○○　○○　様

譲受人は　大野原の　○○　○○　様、

所在地は、大字岩屋川内　三丁　○○○○番 外２筆、地目は田と畑、面積は田が３，０３５㎡、畑が４２５㎡、田畑合計で３，４６０㎡　です

譲渡理由は農業廃止のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり 375,723 円、全体で 1,300,000 円です。

図面は 6 ページと 7 ページをご覧ください。以上です。

議　　長　　それでは、整理番号１番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　整理番号１番については、原案のとおり許可することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、整理番号２番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２番、売買による所有権の移転です。

譲渡人は　福岡市　南区の　○○　○○　様

譲受人は　町分の　○○　○○　様、

所在地は、大字馬場下　知才　○○○○番　外１筆、地目は２筆とも田、面積は　合計で１，５４３㎡　です

譲渡理由は労力不足のため、譲受理由は経営規模の拡大のためです。

売買価格は、反当たり 72,274 円、全体で 111,519 円です。

図面は８ページと９ページをご覧ください。以上です。

議　　長　　それでは、整理番号２番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

議　　長　　他にありませんか。

委　　員　　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号２番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　整理番号２番については、原案のとおり許可することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、整理番号３番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３番、贈与（生前一括贈与）による所有権の移転です。

譲渡人は　石垣上の　〇〇　〇〇　様

譲受人は　鹿島市の　〇〇　〇〇　様、

所在地は、大字馬場浦　〇〇〇〇番　外６筆、地目は田と畑、面積は田が５，３２１㎡、畑が３３１㎡　田畑合計で　５，６５２㎡　です

譲渡理由は生前一括贈与（親子間による贈与）のためです。

図面は１０ページから１３ページをご覧ください。以上です。

議　　長　　それでは、整理番号３番について、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　４ページと３号の３と同じかと思います。参考にまでですが、同じ物にするのに使用貸借の合意解約をする必要はあるんですか。

事 務 局　　システム上の便宜で行っております。

議　　長　　他にありませんか。

委　　員　　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号３番について、原案のとおり許可することに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第３号　農地法第３条の規定による申請の許可について　整理番号３番については、原案のとおり許可することに決定しました。

＜＜

議　　長　　次に、議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について
を議題とします。整理番号１番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　議案書１４ページ、整理番号１番です。
譲渡人は　牛間田の　○○　○○　様、
譲受人は　牛間田の　○○　○○　様、
所在地は、大字久間　南　○○○○番、地目は畑、面積は１２６㎡です。
農地区分は第２種農地、用途目的は駐車場です。
事由は、令和２年９月に空き家バンクにて取得した土地建物に個人事業用地として利用していたが、令和４年３月法人設立により法人売却となった。申請地を駐車場用地として転用したい　ということです。
東は畑、西は宅地、南は畑、北は里道　です。
売買価格は、反当たり 1,035,301 円、全体で 130,448 円です。
駐車場として使用されていたため、始末書が添付されております。
図面は１５ページと１６ページ、写真はスクリーンをご覧ください。以上です。

議　　長　　中島 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　ここはですね、ここに書いてありますように、令和 2 年の 9 月にですね、空家バンクで購入された土地です。で、その時 2 軒買うてあっですもんね、上としたとで、上のほうを住まえにして、下のほうが会社の事務所として利用していると。4 月に法人になったので、会社名義にするために、ここに駐車場にしたということでございますので、別に問題はないということでよろしく審議をお願いします。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号１番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。
［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。
議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号１番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、整理番号２番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号２番です。
譲渡人は　五町田第３の　○○　○○　様、
譲受人は　温泉３区の　○○　○○　様　　です。
所在地は、大字五町田　上長屋　○○○○番　、地目は畑、
面積は２９７㎡です。
農地区分は第２種農地、用途目的は貸駐車場　です。
事由は、現在所有している駐車場にも事業用車、重機。資材等を保管し、従業員が乗り合わせて現場に向かう時等に利用している。駐車場の増設により現場

通勤や一時車両保管できるスペース確保のため駐車場用地として転用したいとうことです。

東は水路、西は道路、南・北は水路　です。

売買価格は、反当たり 1,010,101 円、全体で　300,000 円です。

譲渡人の○○○○様は嬉野町で会社を経営されており個人と会社との駐車場使用に関する使用貸借契約書も添付されております。

図面は１７ページから１８ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議　　長　　宮﨑 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　当日は、私欠席しましたので○○推進委員にお願いしましたので、○○推進員宜しくお願いします。

推進委員　　ここはですね、三角形の形になっています。そして、２辺を水路が通っています。この水路は五町田地区の大事な水路でございますので、整備するときに土砂などは絶対に落とさないように区長さんからも注意があっておりました。昔はここに堆肥とかいっぱいおいてあったんですよ。その後、○○さんのご主人が亡くなって手を入れるられなくなったということで申請にいたりました。ご審議のほど宜しくお願いします。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号２番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号２番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

・・・

議　　長　　次に、整理番号３番について、事務局の説明を求めます。

事 務 局　　整理番号３番です。

譲渡人は　温泉１区の　○○　○○　様、

譲受人は　東京都の　○○　○○　様　です。

所在地は、大字　下野　○○○○番、地目は畑、

面積は５８６㎡です。

農地区分は第３種農地（第二種住居地域）、用途目的は建売分譲住宅です。

事由は、申請地は現在休耕地である。建売住宅新築工事のため転用したい　とうことです。

東は宅地、西は雑種地、南は道路、北は雑種地　です。

売買価格は、反当り 32,423,208 円　全体で　19,000,000 円です。

図面は１９から２０ページ、写真はスクリーンをご覧ください。

以上です。

議　　長　　團 委員、地域担当委員としての説明、意見をお願いします。

地域担当　　場所はですね、○○○○の道路側と言うことで、ここは草払いが大変ということで、○○さんがいっておられました。そしてもう年も年やし、売りたいということで、別に排水とか別に問題ないと思いますので、宜しくお願いします。

議　　長　　それでは、質疑を行ないます。質問、意見はありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　無いようですので、採決に入ります。整理番号３番については、原案のとおり許可相当とすることに異議のない委員は、挙手をお願いします。

［全員挙手］

議　　長　　異議無しと認めます。

議案第４号　農地法第５条の規定による申請の承認について　整理番号３番については、原案のとおり許可相当と、県に副申することに決定しました。

＜＜

議　　長　　以上で、本総会に提出された案件の審議、採決など、全て終了いたしました。

お諮りします。委員会として協議すべき案件がありましたら、この場で協議したいと思います。委員の皆さん、何かありませんか。

委　　員　　［「無し。」と呼ぶ者あり。］

議　　長　　それでは、会議を閉じます。

第６期嬉野市農業委員会第１３回定例総会を閉会します。

（　午後　２　時　１０分　閉会　）